

吉野川市農業委員会総会議事録  
(令和7年3月)

1. 開催日時 令和7年3月25日(火)  
午後1時30分から午後2時7分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室
3. 出席委員 13人  
 会長 3番 真相 広也  
 会長職務代理者 6番 山口 博史  
 副会長 13番 近藤 清夫  
 15番 松本 武夫

委員

1番	大塚 春幸	2番	藤本 敏夫	3番	真相 広也	4番	久保さとみ
5番	安部 健司	6番	山口 博史	7番	芝高 敏雄	8番	河野 隆義
9番	南園 恵志	10番	川端 武夫	11番	原田 正昭	12番	藤川 利文
13番	近藤 清	14番	原 博一	15番	松本 武夫	16番	阿部 芳浩
17番	江本 康治	18番	瀬尾 誠悟	19番	大久保光江		

4. 欠席委員 3人 (11番 原田正昭 13番 近藤 清 17番 江本康治)

5. 農地利用最適化推進委員 (出席委員 11人)

1区	遠藤予志郎・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・天満茂樹
5区	鎌倉英章	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	楮山富行・天野宣正		

- 欠席委員 5人 (高野康寛 天満茂樹 住友武司 吉田 健 天野宣正)

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名  
 第2 議第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
 第3 議第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
 第4 議第9号 農地法の適用を受けない土地の証明願について  
 第5 議第10号 農用地利用集積計画の決定について

- 第6 報告事項(1)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について  
第7 報告事項(2)農地転用の制限の例外届について  
第8 報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 尾西稔生  
局長補佐 原田裕充  
事務主任 西岡りさ

8. 議事進行

事務局

それでは、ただ今から、令和7年3月吉野川市農業委員会総会を開会致します。

本日は11番 原田委員、13番 近藤委員、17番 江本委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。本日の出席委員は、19名中16名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員11名にも出席いただいております。

ここで、1点事務連絡がございます。

議案書3頁の議第8号1番は、申請人の代理人から申請内容を再考するため、今回は取り下げるとのことで連絡がありました。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、真相会長にお願い致します。

会長

(会長挨拶)

議長

まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、4番、久保委員、9番、南園委員に議事録署名をお願い致します。

本日の定例会に出ております議案は、  
議第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議第9号 農地法の適用を受けない土地の証明願について  
議第10号 農用地利用集積計画の決定について  
報告事項(1)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について  
報告事項(2)農地転用の制限の例外届について  
報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について  
でございます。

- 議 長 議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。  
なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある議案番号のみの意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。
- 議 長 それでは、議第7号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。
- 議 長 まず最初に、1番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書1項をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料1です。  
申請地の所在は鴨島町飯尾字ニツ森で、地目は台帳、現況共に畑、面積は314㎡です。  
譲受人は現在県外在住ですが、親戚にあたる譲渡人から土地や建物を譲り受けており、近々市内に移住する予定です。申請農地取得後は夫婦で自家消費用のジャガイモやトマトを作付するそうです。  
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 8番 8番、河野です。申請内容につきましては、事務局から説明があったとおりでございます。現地確認を行ったところ、申請地は現在も管理できている状態で、親族の方が譲り受けるということなので今後も引き続き耕作されると思われれます。特に問題はないと思われれます。よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第7号1番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。  
(質疑なしとの声)
- 議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第7号1番について許可することに、ご異議ございませんか。  
(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第7号1番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、2番及び3番の賃貸借権の設定についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 2番でございます。4筆でございます。位置図については、資料2です。

申請地の所在は鴨島町飯尾字ニガタケと宮ノ前で、地目は台帳、現況共に田、合計面積は5,684㎡です。

貸人は、相続した農地の賃借人を求めており、農業経営を拡大予定で耕作地を探していた借人との間で市農地バンクを通じて賃貸借の話がまとまったようです。借人は、トラクターなど農業機械も既に所有し、申請地では貸人に教えを請いながら米やキャベツを作付けするそうです。

事務局 続きまして3番でございます。5筆でございます。位置図については、資料2です。

申請地の所在は鴨島町飯尾字ニガタケと宮ノ前、小原で、地目は台帳、現況共に小原の1筆が畑、それ以外は田、合計面積は2,622㎡です。

借人は2番と同一人で、貸人も市外在住のため申請地を耕作してくれる人を探していました。こちら市農地バンクを通じて賃貸借することになったとのことで、借人はキャッサバ、米、ブロッコリー、唐辛子等を2番貸人に指導してもらいながら栽培していくそうです。また、外国人技能実習生の受け入れも検討しているとのことです。

2件とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります16番、阿部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

16番 16番、阿部です。この賃貸借権の設定の内容については事務局から説明のあったとおりです。借受人については、長く吉野川市で住まれており、借りている住宅の家主所有の畑も耕作されています。今回の申請地は少し離れていますが、今後も農業を続けていく可能性は大きいと思われそうです。問題ないと思われそうですので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第7号2番及び3番の賃貸借権の設定につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第7号2番及び3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第7号2番及び3番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、4番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書2頁になります。4番でございます。位置図については、資料3です。  
申請地の所在は川島町学字吉本、地目は台帳、現況共に田、面積は801㎡です。  
譲渡人は、相続した申請地の管理に苦慮し、隣接地で耕作している譲受人に相談した結果、この度申請地を譲り渡すことで話がまとまったようです。  
譲受人は申請地で自家消費用の米を作付けするそうです。  
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります19番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

19番 19番、大久保です。ただいまの事務局からの説明とおりです。何も問題ないと思われまますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました議第7号4番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第7号4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第7号4番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、議第8号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議長 それでは、1番は取り下げとなったとのことですので、2番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請から審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3頁になります。2番でございます。位置図については、資料5です。  
申請地の所在は、鴨島町敷地字鳥取畑、地目は、台帳、現況共に田、面積は1,062㎡でございます。農用地区分は、農用区域外農地の第2種農地でございます。  
譲渡人は、高齢のため耕作が困難で管理に苦慮していた申請地を太陽光発電施設用地として譲受人に譲り渡すことになったようです。  
計画概要は、別紙のとおり太陽光発電施設を設置しますが、周辺の農地への影響は現状と変わらないと考えられます。  
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われれます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 続きまして、担当委員であります、8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8番 8番、河野です。申請内容等につきましては、事務局から説明があったとおりでございます。設置業者の方からは周辺農地所有者へ現地説明も完了しており、特にその時にも問題はなかったと伺っております。周辺農地への影響も無いと思われれますので、ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、2番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第8号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第8号2番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、3番の賃貸借権設定による車両系建設機械教習所のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局

3番でございます。位置図については、資料6です。

申請地の所在は、鴨島町知恵島字北須賀西、地目は、台帳、現況、共に畑、面積は625㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

本案件は、建設機械の操作資格を取得したり、操作訓練を行う教習所を開設するにあたり、自己所有地だけでは手狭であったため、譲渡人が管理に苦慮していた申請地を賃借し、自己所有地と併せて4,800㎡程を整備し一体利用するものです。

土地の造成については、碎石を入れて盛土後に転圧し、一体利用する西隣接地及び北側県道と高さを合わせ、東側と南側の境界は既存擁壁から十分控えて安定勾配にて法面を作ることと計画しています。なお、造成費用は自己資金500万円を当てる予定です。

取水はなく、排水は雨水のみで、地下浸透させる計画で、周辺への影響も現状と変わらないものと思われま

す。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま

す。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

続きまして、担当委員であります、18番、瀬尾委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

18番

18番、瀬尾です。ただいま事務局から説明していただいたとおりで、現地確認時も問題ないだろうと判断しました。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、3番の賃貸借権設定による車両系建設機械教習所のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第8号3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、議第8号3番につきましては許可することに決定いたしました。

議長

続きまして、4番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局

4番でございます。位置図については、資料7です。

申請地の所在は、川島町学字西出目、地目は、台帳、現況共に田、面積は820㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

譲渡人は、申請地を相続しましたが、管理に苦慮し、近年は休耕

状態であり、今回、太陽光発電施設用地として譲受人に譲り渡すことになったようです。

計画概要は、別紙のとおり太陽光発電施設を設置しますが、盛土はせず、周辺より申請地が低所に位置していることもあり、土砂流出等の被害は考えにくく、周辺の農地への影響は現状と変わらないと思われま

す。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま

議 長 続きまして、担当委員であります、19番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いしま

19番 19番、大久保です。ただいまの事務局説明のとおりですが、申請地は耕作放棄地で近隣から雑草等の苦情も出ていたので太陽光発電施設用地となれば管理もできるのでいいと思いま

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、4番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございま

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第8号4番について許可することに、ご異議ございま

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第8号4番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、5番及び6番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請でございます。事務局の説明を求めま

事務局 議案書4頁になります。5番でございます。位置図については、資料8です。

申請地の所在は、山川町奥川田、地目は、台帳、現況共に田、面積は827㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

譲渡人は、申請地を耕作するのが難しく、この度、太陽光発電施設用地として譲受人に譲り渡すことになったとのこと

です。計画概要は、別紙のとおり太陽光発電施設を設置しますが、周辺の農地への影響は現状と変わらないと考えられま

事務局 続きまして6番でございます。位置図については、資料9です。申請地の所在は、山川町川田、地目は、台帳、現況共に田、面積は953㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2

種農地でございます。

譲渡人は、高齢のため、耕作が困難になってきており、申請地を太陽光発電施設用地として譲受人に譲り渡すことになったようです。

計画概要は、別紙のとおり太陽光発電施設を設置しますが、周辺の農地への影響は現状と変わらないと考えられます。

5番、6番ともその他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われまます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 続きまして、担当委員であります、3番、真相委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い致します。

3番 3番の真相です。いま、事務局から説明があったとおりで問題ないと思えますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、5番及び6番の売買による太陽光発電施設用地のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第8号5番及び6番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第8号5番及び6番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第9号、農地法の適用を受けない土地の証明願について、でございます。

1番の非農地証明願について事務局の説明を求めます。

事務局 議第9号農地法の適用を受けない土地の証明願についてご説明致します。

議案書の5頁をご覧ください。従前は農地であった土地で、現在の土地の状況が農地とは認められない状態にあるもののうち、一定の要件を満たすものについては農業委員会から非農地証明書の交付を受けることができます。

それでは、1番でございます。位置図については資料10です。

所在は、山川町季邦、地目は台帳、現況共に畑、面積は54㎡でございます。

申請地には昭和60年頃に倉庫が建てられ、その後は宅地として現在まで利用されており、申請人より提出された、昭和61年4月

14日に撮影された航空写真により、申請地が農地ではなく宅地として利用されていること、また、現況を考えると農地行政上支障がないと認められるため、非農地証明書の交付基準に適合していると判断されます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、14番、原委員の方から、補足説明をお願いします。

14番 　14番、原です。現地確認したところ、倉庫もかなり前から建っているようです。問題はないと思いますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第9号1番の、非農地証明願につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

（質疑なしとの声）

議 長 　質疑がないようでございますので、採決を致します。議第9号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議 長 　異議なしということでございますので、議第9号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 　次に、議第10号 農用地利用集積計画の決定についてを、議題と致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 　議案書は6頁から20頁になります。議第10号農用地利用集積計画の決定についてご説明致します。農用地利用集積計画の決定については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、令和7年3月19日付け6吉農林第561号で吉野川市長から諮問があったものでございます。

　今回の農用地利用集積計画につきましては、利用権設定新規が28件58筆58,712㎡でございます。

　ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、議第10号について事務局より説明がありましたが、委員の皆さん、ご質問、ご意見はございませんか。

（質疑なしとの声）

議 長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第10号 農用地利用集積計画の決定について、承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第10号につきましては、承認されました。

議長 次に、  
報告事項(1)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について  
報告事項(2)農地転用の制限の例外届について  
報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について  
事務局より報告を求めます。

事務局 ○報告事項(1)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、をご報告致します。

この件につきましては、市街化区域内の農地または採草放牧地について、転用目的で権利を設定し、または移動する場合にはあらかじめ農業委員会へ届け出なければならないこととなっています。

議案書の21頁をご覧ください。1番でございます。2筆ございます。位置図については、資料11です。

所在は、鴨島町上下島字松元、地目は、台帳、現況共に畑、転用面積は合計で501㎡でございます。転用後は、使用貸借権を設定し、借人が居宅を新築するとのことです。令和7年2月10日に届出が提出され、同日で受理、令和7年3月3日にその旨を通知しました。

続きまして2番でございます。位置図については、資料12です。

所在は、鴨島町牛島字中開西、地目は、台帳、現況共に畑、転用面積は2,100㎡でございます。転用後は、太陽光発電施設用地にするとのことです。令和7年2月27日に届出が提出され、同日で受理、令和7年3月6日にその旨を通知しました。

事務局 ○報告事項(2)農地転用の制限の例外届について、をご報告致します。

議案書の22頁をご覧ください。1番でございます。届出のあった土地の所在は山川町川田で、位置図については、資料13です。

こちらは、農地法第5条第1項第7号に基づく同法施行規則第53条第1項第5号による、工事車両進入路として、吉野川市長からの転用届出で、内容は令和6年5月届出の一時転用期間の2か月延長でございます。

令和7年3月5日付けで、これを受理致しました。

事務局 ○報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の23頁から25頁になります。今回ご報告致します件数は、農地法第3条の賃貸借権の合意解約が2件4筆、利用権設定の使用貸借権の合意解約が2件2筆、同じく賃貸借権の合意解約が2件4筆でございます。

以上でございます。

議 長 報告事項（１）から（３）につきましては、報告事項ですので、  
了承いたします。  
最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局 ○農用地利用集積等促進計画のスケジュールについて  
○令和７年度最適化活動の目標の設定等について  
○２０２５年度活動記録セット・農地見回り活動記録簿の配布に  
ついて  
○委員報酬積立金の引き去り終了について  
○事務局職員の人事異動について

議 長 それでは、本総会の議案の審議については、全てが終了しました。  
委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来まし  
たことを感謝申し上げます。

以上をもちまして今月の総会を閉会といたします。

閉 会 （終了時刻 午後２時７分）

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記